



第5章 プランの内容

プランの内容に意識調査の結果に関する記述がありますが、何も記載がない場合は、2016年度に実施した意識調査の結果を指します。

基本目標 1 男女共同参画意識の醸成

基本施策（1）人権・男女共同参画の意識啓発

◇◆現状・課題◆◇

- 誰もが人権を尊重され、安心して暮らすことができる環境を整備することが男女共同参画の実現に向けた第一歩となります。
- あらゆる場面において、固定的な性別役割分担にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう男女共同参画を推進していく必要があります。
- 団体ヒアリングにおいて、「年齢が一定以上の人に、固定的な性別役割分担の考え方を持つ人が多い」や「子育てに関する団体（PTA、子ども会）の活動は母親の役割というイメージが強く、役員は女性が大半となっている。」といった声が聞かれ、様々な分野で固定的な性別役割分担が残っている状況が見られます。
- 市民調査において、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担に『反対』の割合が女性で40.4%、男性で31.2%となっています。一方で、大学生調査においては、『反対』の割合が女性で60.1%、男性で60.0%と市民調査に比べて高くなっています。若い世代における固定的な性別役割分担意識は解消されつつあるものの、まだ幅広い年代においては根強く残っていることが推察されるため、効果的な啓発活動を行う必要があります。
- 市民調査において、『男女共同参画社会についての情報を得る機会がない』の割合が77.1%と高く、広報や啓発の必要があります。
- 市民調査では、男女共同参画社会についての情報源として、「行政の広報紙」が25.7%であり、「テレビ」の38.1%、「新聞」の31.3%に次いで高く、行政からの広報の重要性が推察されます。

『反対』:「そうは思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合
『男女共同参画社会についての情報を得る機会がない』:「ほとんどない」と「あまりない」を合わせた割合

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	人権に関する広報・啓発	人権教室を開催することで、理解の促進を図ります。また、啓発物の配布等を通じ、人権尊重についての啓発を行います。	社会福祉課
2	困難な状況におかれている人への支援	障害や生活困窮に関する相談体制の充実により、適切な社会的資源へつなげます。	
3	男女共同参画に関する広報・啓発	男女共同参画に関する情報紙の発行、広報紙やホームページへの掲載、男女共同参画推進事業の実施により、男女共同参画の意識醸成を図ります。	市民活動推進課
4	男女共同参画に関する意識・傾向の把握	定期的に幅広い年代への男女共同参画に関する意識調査を行い、結果を分析することで、市民の意識や傾向を把握します。	
5	男女共同参画に関する相談の充実	男女共同参画を阻害する行為について相談できる体制を整備し、広く周知します。	

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
男女共同参画社会についての情報を得る機会が「ほとんどない」、「あまりない」とする割合※	77.1%	2016	65.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」とする割合※	36.6%	2016	50.0%

※意識調査結果

基本施策（2）男女共同参画推進のための教育・学習機会の充実

重 点

◇◆現状・課題◆◇

- 男女共同参画社会実現のためには、子どもに対する啓発が必要です。正しい知識の教授と、性別に関わらず児童や生徒が個性と能力を発揮できる風土づくりを進めなければなりません。
- 成長段階にある子どもは、日常生活から経験的に学びを得るため、特に長い時間を過ごす教育や保育の場において、性別での区分を減らすことで男女共同参画の意識を根付かせることが重要です。
- 中学生調査において、「女だから〇〇しなさい」と言わされたことがある女性が51.2%となっており、2006年度調査の結果は52.9%となっていることから、ほとんど改善されていません。周囲の大人から、性別による行動の制限が課されている現状があります。
- 中学生調査において、将来の仕事を持つことの重要性については、「大切」と考える割合が91.0%と2006年度調査に比べて8.3ポイント高くなっています。それに伴い、キャリア教育¹⁵を充実させ、職業の選択肢を広げる必要があります。
- 市民調査において、参加したい講座や講演会のテーマについては、「男女が共同する家事・子育て」が21.6%、「仕事に関する技術習得・資格取得」が20.6%となっており、男女共同参画の視点を取り入れた学習の機会を提供することにより、生涯にわたり男女共同参画の意識向上を図る必要があります。



¹⁵ キャリア教育

将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための勤労観や職業観を育てる教育

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	男女共同参画意識を育む教育・保育の提供	様々な媒体の活用を通じて、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。また、研修等により、教職員や保育士等への啓発を行うとともに、男女混合名簿の導入を促進します。	学校教育課 児童課
2	性に関する正しい理解の促進	各学校において、授業等を通じ年齢に応じた性教育を推進します。	学校教育課
3	キャリア教育の提供	職場体験等の実施により、将来の職業の選択肢の拡大や、性別にとらわれない職業観を育みます。	
4	生涯にわたる学習機会の提供	生涯にわたって自己啓発することができるよう、男女共同参画の視点を取り入れた学習の機会を提供します。	生涯学習課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
男女混合名簿を導入している小中学校数 (併用を含む)	6校 (37.5%)	2017	10校 (62.5%)
学校における男女の地位を「平等」とする割合 ※	中学生：54.0%	2016	中学生：60.0%

※意識調査結果



基本施策（3）多様な性の理解促進

◇◆現状・課題◆◇

- L G B T 等の性的少数者¹⁶は、社会生活上様々な困難や苦しみを抱えています。そのため、多くの市民が多様な性のあり方について正しく理解し、互いに認めあえる社会の実現に向けた啓発を進めていく必要があります。
- 団体ヒアリングにおいては、「多様な性の在り方を認識し、互いを認めあい、尊重しあえる社会づくりが大切」、「理解を促進する勉強会が必要」といった声が聞かれ、講演会等の開催による正しい理解の普及が求められています。
- L G B T という言葉の認知度は、市民調査で 25.9%、大学生調査で 53.0%、中学生調査で 11.8%と世代によりばらつきがみられます。特に思春期にはL G B T であることに起因するいじめ、不登校、メンタルヘルスの不調などのリスクも高まるため、認知度を高め、正しい理解を促すことが重要です。（→P. 16 参照）
- 職員アンケートにおいて、L G B T 等の性的少数者への対応として行政が行うべきことは、「トイレなどの公共施設での設備面で配慮すること」が 20.9%と最も高く、次いで「市職員に対する研修・講習等の実施」が 20.4%となっています。ハード面の対応とソフト面の対応の両方が必要であると考えられます。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	多様な性に関する広報・啓発	多様な性に関する情報を思春期教室などの機会に提供するとともに、講演会等の開催により、正しい理解を促進します。	市民活動推進課 健康課
2	性に関する相談の充実	性的少数者からの相談を含め、性に関する悩みについて、保健師やスクールカウンセラー等が相談に応じます。	健康課 学校教育課

¹⁶ 性的少数者

性自認、性的指向、性表現のあり方が非典型的である人の総称

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
L G B T という言葉の認知度※	市民：25.9% 大学生：53.0% 中学生：11.8%	2016	市民：60.0% 大学生：80.0% 中学生：30.0%
多様な性の理解を促進する啓発物の配布	未実施	2017	実施

※意識調査結果



基本目標2 女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

重點

基本施策（1）政策・方針の決定への女性の参画促進

◇◆現状・課題◆◇

- 男女共同参画社会を実現させていくためには、社会の様々な分野において男女が対等に参画し、ともに責任を果たすことが重要です。しかし、政策や方針決定の場面では、まだ女性の参画が十分であるとは言えません。
- 市の審議会等に占める女性委員の割合は2008年度からは2.6ポイント増加し、2017年度時点では30.2%となっています。しかし、第1次プランで立てた目標の35.0%には到達しておらず、女性委員が1人もいない審議会等もあります。
- 団体ヒアリングによると、「北名古屋市は女性議員や市職員に女性が多い」といった声が聞かれ、このことが市内事業所や市民に良い影響を及ぼすことが期待されています。今後も様々な分野や政策決定過程に女性の意見が反映されるよう、女性の参画を促進する必要があります。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	女性当事者の意見把握と計画への反映	市で策定、推進する各種計画において、アンケート等を通じ、女性当事者の意見やニーズの把握と計画への反映に努めます。	全課
2	審議会等への女性委員登用の促進	市の審議会等に占める女性委員割合のさらなる向上に努めます。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	
3	男女共同参画推進人材データベース ¹⁷ の整備・活用	男女共同参画推進人材データベースの充実を図り、審議会等への見識のある市民の登用を推進します。	市民活動推進課

¹⁷ 北名古屋市男女共同参画推進人材データベース

愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生を中心とする、男女共同参画に関する正しい理解と見識を持った者のデータベース

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
市の審議会等に占める女性委員の割合	30.2%	2017	37.0%
1人以上女性委員が登用されている審議会等の割合	90.6%	2017	100.0%



基本施策（2）女性のエンパワメントと就労支援

◇◆現状・課題◆◇

- 女性の社会参画を促進するにあたり、就業は大切なものです。「女性活躍推進法」では、「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること」が一層重要であると記されています。
- 市民調査では、女性の職業と生活設計の考え方について、女性で「子どもができたら職業をやめ、育児などがひと段落したら再び職業をもつ方がよい」が 29.8%と最も高く、次いで「結婚、出産後も職業を続けるが、パートタイムに切り替えるなど負担を軽くする方がよい」が 20.6%、「結婚、出産後もずっと職業を続けるほうがよい」が 19.2%となっており、職業を持つことを前向きにとらえる女性が多くなっています。
- 職員アンケートにおいて、女性職員の半数以上が管理職に登用されることを望んでいません。その理由として、「管理職を務める自信がない」が 66.7%と最も高く、キャリアアップに関する研修などにより、意欲を高めるとともに、周囲の理解と環境の整備を促す必要があります。
- 事業所調査では、女性の管理職登用への意向として、「本人の能力や意思によって男女の区別なく管理職へ登用したい」が 54.0%と最も高くなっていますが、女性管理職の割合は 15.9%にとどまっています。（→P. 9 参照）
- 事業所調査では、女性の管理職への登用や人材活用にあたっての課題として、「家庭生活（家庭、育児、介護等）の負担を考慮する必要がある」が 49.3%で最も高く、男性も含めた家庭生活と仕事の両立支援が必要です。また、「管理能力の面で必要な知識や判断力を有する女性の人材が不足している」が 27.5%と 3 番目に高く、女性活躍のための支援が必要です。（→P. 10 参照）

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	就労に関する情報提供・相談の充実	ハローワークとの連携や適性検査の実施により、利用者に合った仕事の情報提供や相談体制を充実させるとともに、子育てや介護に関する情報を提供します。	商工農政課 児童課 高齢福祉課
2	女性の起業支援	起業に関するセミナー等の実施により、女性の起業を支援します。	市民活動推進課 商工農政課
3	女性活躍の支援	キャリアアップなどの女性活躍に資するセミナー、研修等を実施します。	人事秘書課 市民活動推進課
4	市役所・民間企業における女性管理職登用の促進	市役所が率先垂範して、女性管理職の登用を積極的に行うとともに、民間企業における女性管理職の登用を促します。	人事秘書課 市民活動推進課
5	女性活躍の取り組みが優良な企業・事業所の支援	女性の活躍やワーク・ライフ・バランス推進等に積極的に取り組む企業や事業所を評価し、その活動を支援します。	市民活動推進課 商工農政課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
女性活躍に向けたセミナー・研修の実施回数	2回	2017	4回
市職員の女性管理職の割合（一般行政職 ¹⁸ ）	14.8%	2017	20.0%
えるぼし認定企業 ¹⁹ ・あいち女性輝きカンパニー ²⁰ の事業所数	1事業所	2017	10事業所

¹⁸ 一般行政職

保育士、保健師などの専門職及び清掃員、用務員、調理員などの技能労務職を除いた、主に一般事務に従事する行政職員

¹⁹ えるぼし認定企業

一般事業主行動計画の策定と届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であると厚生労働大臣が認定した企業

²⁰ あいち女性輝きカンパニー

トップの意識表明や女性の管理職登用、仕事と家庭の両立支援など、女性の活躍促進に向けての取組を行っている企業として愛知県が認証した企業

基本目標3 働き方の改革

基本施策（1）ワーク・ライフ・バランスの推進

◇◆現状・課題◆◇

- 誰もが能力や個性を発揮し、やりがいを感じながら働き、同時に家庭や地域活動に積極的に参画する時間を充実させるため、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。
- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は、中学生調査において4.9%、大学生調査において25.0%とまだまだ低い現状があります。
- 市民調査において、仕事と家庭生活または地域活動について現実の生き方は、『仕事優先』の割合が女性では40.1%、男性では78.6%となっています。また、『家庭・地域優先』の割合が女性では32.6%、男性では3.9%となっています。特に男性は仕事を優先し、家庭生活や地域活動に参画できていない現状があります。
- 市民調査では、ワーク・ライフ・バランスを推進することで得られる効果について、「家事・育児などの役割を男性が担いやすくなり、女性の負担が少なくなる」が50.6%と最も高く、次いで、「仕事を持つ男女が子どもと関わる時間が増え、安心して子どもを産み育てられる」が49.9%となっています。ワーク・ライフ・バランスの実現が少子化等の社会的課題の解決に資するものだと認識されています。
- 事業所調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み状況について、「取り組んでいる」が35.5%と最も高く、次いで「今後、取り組みたいと考えている」が26.1%とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みに前向きな事業所が6割を超えていました。一方で、「ワーク・ライフ・バランスについて知らない」の割合が17.5%となっており、更なる啓発が必要です。

『仕事優先』：「家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する」と「家庭生活または地域活動に携わるが、あくまで仕事を優先させる」を合わせた割合

『家庭・地域優先』：「仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する」と「仕事に携わるが、家庭生活または地域活動を優先させる」を合わせた割合

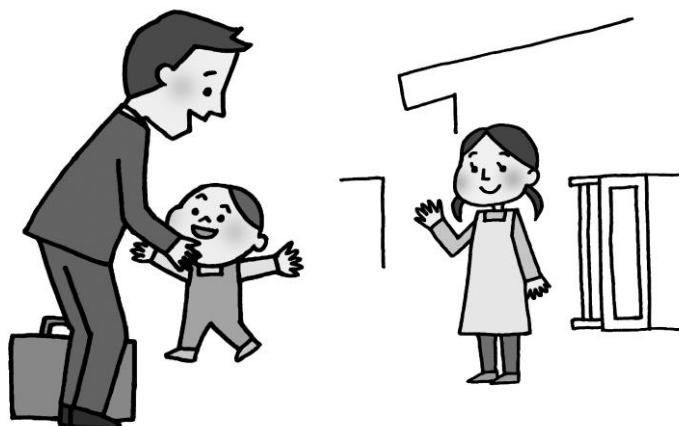
◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報紙やホームページへ掲載するとともに、セミナー等を開催します。	市民活動推進課
2	市内企業・事業所への働きかけ	市内企業や事業所に対し、国及び県における労働環境改善に関する施策の情報提供を行います。	商工農政課
3	市役所内のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員の意識を高めるため、市役所内において、ワーク・ライフ・バランスに関する研修や情報提供を行います。	人事秘書課 市民活動推進課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027 年度)
「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる（現実）」男性の割合※	7.7%	2016	15.0%
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて「取り組んでいる」、「今後、取り組みたいと考えている」とする事業所の割合※	61.6%	2016	80.0%

※意識調査結果



◇◆現状・課題◆◇

- 家庭における男女共同参画を実現させるため、男女ともに子育てや家事、介護に積極的に参画し、協力しあうことが大切です。
- 団体ヒアリングにおいて、「子育てや教育の場で活躍する男性を増やすシステムづくりが必要」、「父親として子育てに参画することや、親の介護をすることを希望しても、勤務体制や風潮が壁をつくっている」といった声がありました。子育てや介護に対する意欲はあっても、働き方や社会的認識が足かせとなっていることから、それらを取り除くための支援が必要です。
- 団体ヒアリングにおいて、「女性の方が家事分担の割合は多いと感じる」、「夫などが早く帰宅でき、ともに家事、育児ができるよう社会全体での変化が必要」といった声がありました。女性の社会参画を促進していくためには、同時に男性の家庭参画が必要とされています。
- 市民調査では、望ましい家事分担の在り方として「男女が協力して行う」と回答した割合が 68.1%と最も高くなっています。しかし、現実の分担としてはいずれも「平等に分担」よりも『女性が担当』の割合が高くなっています。（→ P. 6 参照）
- 市民調査では、男性の育児休業の取得について、取得を肯定する割合が全体の 70.6%と高くなっています。一方で、事業所調査において、育児休業の取得率は女性では 93.6%と高いものの、男性では 6.0%と非常に低くなっています。男性が育児休業を取得しにくい理由としては、「職場に取りやすい雰囲気がないから」が 70.0%と最も高く、次いで「取ると仕事上、周囲に迷惑がかかるから」で 66.8%となっています。職場全体での意識や雰囲気づくり、代替人員の確保等の仕組みづくりが必要とされています。（→P. 7・P. 9 参照）
- 市民調査において、参加したい講座や講演会のテーマとして、「男女が共同する家事・子育て」が 21.6%と最も高く、関心が高い分野となっています。

『女性が担当』：「すべて女性が担当」と「主に女性が担当、男性は手伝う程度」を合わせた割合

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	男性の育児休業・介護休業取得の広報・啓発	男性の育児休業や介護休業の取得を促進するため、広報紙やホームページへの掲載、セミナー等の開催、市職員への情報提供等を行います。	市民活動推進課 人事秘書課
2	勤労世代の男性を対象としたライフプラン講座等の開設	勤労世代の男性を対象に、ライフデザインの参考になる講座やセミナーを開催します。	市民活動推進課
3	男性の家事・子育て技術習得の支援	男性が家事や子育ての技術を身につけることができるよう、男性も参加しやすい講座や教室を開催します。	健康課 児童課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
市内事業所における男性の育児休業取得率※	6.0%	2016	15.0%
勤労世代の男性を対象としたライフプラン講座の実施	未実施	2017	実施

※意識調査結果



基本施策（3）働きやすい労働環境の促進

◇◆現状・課題◆◇

- 誰にとっても能力を発揮しやすく、働きやすい職場を作ることで、職場における男女共同参画が実現します。そのために「男女雇用機会均等法²¹」や「育児・介護休業法²²」などの関連法制度の正しい理解が重要です。
- 男女雇用機会均等法の認知度については、市民調査では 62.5%、大学生調査では 67.0%、中学生調査では 12.6%となっています。男女雇用機会均等法等の関連法の理解が広がることで、働きやすい労働環境が促進されます。（→P. 16 参照）
- 市民調査において、女性が働き続けるために必要なことについては、「育児・介護休業制度の充実」が 61.9%、「結婚・出産・育児・介護のために退職した場合の再雇用制度の充実」が 51.6%となっており、育児休業等の制度や離職後に職場復帰できる制度の充実が求められています。また、「女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力」が 49.6%、「職場の理解」が 45.3%となっており、制度を利用しやすい環境や、女性が働くことへの理解と協力が求められています。（→P. 9 参照）
- 市民調査において、全体の 66.3%が何らかのセクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、被害に遭うなどの経験をしています。その内容は「「女のくせに」「男のくせに」と差別的な言い方をする」が 33.3%と最も高く、次いで「姿について傷つくようなことを言う」が 31.7%、「性的な経験、冗談を言ったり、聞いたりする」が 28.2%となっています。ハラスメント防止に関する正しい理解を促進することで被害を減らす必要があります。（→P. 22 参照）
- 事業所調査において、ハラスメント防止に向けた取り組みについては、「就業規則等にハラスメント防止についての方針を明示している」が 46.9%と最も高く、次いで「苦情や相談体制の整備をしている」が 46.4%となっています。一方で 29.9%の事業所が「取り組みはしていない」と回答しており、更にハラスメントの防止を啓発する必要があります。（→P. 23 参照）

²¹ 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律

²² 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児または家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図ることにより、職業生活と家庭生活との両立が図られることを目的する法律

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	就業に関する法律及び制度等の啓発	男女雇用機会均等法などの労働関連法等の趣旨や内容の周知を行い、遵守を呼びかけるとともに、多様な働き方について啓発します。	商工農政課
2	職場におけるハラスメント防止対策の啓発	市内の企業や事業所に向けて、ハラスメントの防止に関する情報提供を行うとともに、市役所が率先垂範してハラスメントの防止に努めます。	商工農政課 人事秘書課
3	市内事業所等へのポジティブアクション ²³ の啓発	市内の企業や事業所へ、男女共同参画社会の実現に向けたポジティブアクションの趣旨や必要性を周知し、実施を呼びかけます。	商工農政課
4	ファミリー・フレンドリー企業 ²⁴ の登録促進	仕事と育児や介護の両立を支援するため、ファミリー・フレンドリーエンタープライズ登録登録するメリットについて情報提供を行い、登録を促進します。	

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
就業規則にハラスメント防止について方針を示している事業所の割合※	46.9%	2016	60.0%
市内のファミリー・フレンドリー企業登録数	6社	2017	10社

※意識調査結果

²³ ポジティブアクション

社会的、構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置

²⁴ ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の活動を両立できるよう積極的に取り組んでいる企業

基本目標 4 地域における男女共同参画推進

基本施策（1）男女共同参画に取り組む団体の育成

◇◆現状・課題◆◇

- 男女共同参画社会を実現するためには、市民団体等による地域に根ざした活動が重要です。
- 地域活動や団体活動を通じて、地域力の向上や多様な地域課題の解決をするだけでなく、男女共同参画の視点を加えることで、誰もが自分らしく輝ける環境を整えていく必要があります。
- 本市では、男女共同参画関連団体とアドバイザーからなる男女共同参画連絡会²⁵を開催し、団体の現状や抱えている課題等を共有するとともに、各団体の男女共同参画に関する理解を深めています。
- 団体ヒアリングによると、活動人員や資金の不足を課題とする団体が多くなっています。また、他団体との連携を希望する意向も強く、連携による課題解決が期待されています。
- 団体ヒアリングによると、男女共同参画に関する活動を進めるにあたって、「男女共同参画に関する情報や学習機会の提供」や「イベント等の協働による事業の実施支援」を求める声が多くありました。

²⁵ 北名古屋市男女共同参画連絡会

北名古屋市内の男女共同参画関連団体と男女共同参画に関する有識者（アドバイザー）で構成され、団体間の連携と男女共同参画に関する正しい理解を深めることを目的とする集まり

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	団体間の連携支援	男女共同参画に関する取り組みを行う団体同士の連携を支援するために、男女共同参画連絡会等を開催し、各団体の現状や課題の共有を促します。	市民活動推進課
2	団体への情報提供	男女共同参画に関する取り組みを行う団体に対し、男女共同参画に関する知識や社会情勢などの情報を提供します。	
3	団体の活動支援	男女共同参画に関する取り組みを行う団体に対し、補助金の積極的活用を促したり、事業を共催することにより、活動の活性化を図ります。	

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
男女共同参画連絡会の参加団体数	11 団体	2017	15 団体
補助金を活用し、男女共同参画社会の実現に資する取り組みを行う団体数	2 団体	2017	4 団体



基本施策（2）市民活動・地域活動への参画促進

◇◆現状・課題◆◇

- 男女共同参画社会の実現には、家庭や職場だけでなく、生活に密着した地域活動に誰もが参画することが重要であり、これまでのしきたりや慣行からの脱却が必要です。
- 市民調査において、「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」事が望ましいと考える割合が 45.4%を占める一方で、現実には 11.3%しか両立できていないという現状があります。
- 市民調査において、地域活動の場での男女の地位の平等感については、『男性優遇』の割合が 42.5%と高くなっていることから、地域レベルで男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが必要です。
- 団体ヒアリングによると、「町内会等の出席者・役員ともに男女が区別なく役割を担い、ともに意見を出し、課題解決をしている」という声がある一方で、「自治会役員は圧倒的に男性が多い」や「固定的な性別役割分担により、町内会等の役員は男性という意識が根付いてしまっている」という声も多く、地域活動における男女共同参画の状況には差が見られます。

『男性優遇』:「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	市民活動・地域活動の情報提供	様々な活動への参加を促進するために、市民活動や地域活動に関する情報を広報紙やホームページに掲載します。	全課
2	行事に参加しやすい環境の整備	行事に誰もが参加しやすくなるよう、日時、場所、託児環境の確保などについて配慮します。	
3	市民活動団体に対する支援	団体活動の活性化を図るため、市民活動団体に対し、市民協働推進事業補助金 ²⁶ の交付や、市民活動相談等を実施します。	市民活動推進課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
地域活動における男女の地位を「平等」とする割合※	市 民 : 25.5%	2016	市 民 : 40.0%
市民活動登録団体数	36 団体	2017	60 団体

※意識調査結果

²⁶ 北名古屋市市民協働推進事業補助金

市民が主役で、豊かに暮らすことができるまちづくりを推進するため、市民活動団体が行う公益社会貢献事業として審査、採択された事業に対する補助金

基本施策（1）DVの予防・啓発

◇◆現状・課題◆◇

- DVはあってはならないものであり、重大な人権侵害です。しかし、市民調査によると、本市のDV被害経験者は32.5%に上っており、さらにその中で「命の危険を感じる、医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける」という重大な暴力の被害経験者は2.8%となっています。DV被害者を生まないよう、予防と啓発が重要です。（→P. 18 参照）
- 中学生調査によると、男女交際において「メール、SNS等の返信が遅いといつも怒る」、「だれとどこにいたのか、しつこく聞く」、「言うことを聞かないと不機嫌になる」といった行為を「別に変だと思わない」と感じる割合がいずれも2割～3割みられます。これらはデートDVに該当するにも関わらず、違和感を持っていないため、若い世代に対するDVやデートDVに関する正しい知識の啓発が必要です。（→P. 19 参照）
- 団体ヒアリングによると、「虐待やDVに関して、正しい知識や情報を共有し合うための学習の機会をもつこと」を求める声が多く、どのようなことが虐待やDVにあたるのか、また、被害を受けた際にはどのような対応をとればよいのかを周知することが必要です。
- 市民調査において、女性でDV被害の割合が高いものの、男性でも「大声でどなられる」や「何を言っても無視される」で15%前後の被害者がみられます。2006年度調査と比較しても男性DV被害者は増加している状況です。（→P. 18 参照）
- 職員アンケートにおいて、市民からのDVの相談を受けた経験がある割合は17.5%となっています。その際の困りごとについては「どこの専門機関につなげばいいかわからなかった」が21.2%となっています。関係機関との連携を強化し、速やかな対応ができる環境を整える必要があります。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	DV・デートDVに関する正しい知識の周知・啓発	DVやデートDVに関する啓発資料の掲示、広報紙やホームページへの掲載、セミナーの開催等とともに、教育現場での周知や啓発を行います。	市民活動推進課 健康課 学校教育課
2	男性DV被害者向けの啓発	男性のDV被害者の存在や被害を受けた場合の相談先を広報紙やホームページに掲載します。	市民活動推進課
3	DV被害の早期発見・関係機関との連携強化	DV対策庁内連絡会議 ²⁷ を開催し、関係各課の連携を図るとともに、庁内におけるDV事案対応のマニュアル化を行います。	全課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
DV被害者の割合※	市民：32.5% 大学生：17.0%	2016	市民：25.0% 大学生：10.0%
デートDVという言葉を「知っている」とする割合※	中学生：6.3%	2016	中学生：20.0%
DV事案庁内対応マニュアルの作成	未実施	2017	実施

※意識調査結果

²⁷ 北名古屋市DV対策庁内連絡会議

関係各課が集まりDVに関する情報共有等を行うことで、庁内関係課の連携体制を強化し、効果的なDV対策を進めることを目的とする会議

基本施策（2）DV被害者への支援

◇◆現状・課題◆◇

- DV被害者への支援では、安全の確保と自立支援が大切になります。そのため、専門スタッフによる相談対応や一時保護などにより、被害者を支えていく必要があります。
- 団体ヒアリングによると、「市が設置する相談体制は整っている。一般の方への周知を強化するとよい」という声がありました。相談窓口を身近に感じ、小さなことでも相談できるよう、相談窓口等の周知が重要です。
- 市民調査では、DVを受けた場合の相談の有無について、「相談できなかつた（できない）」、「相談しようと思わなかつた（思わない）」を合わせた割合が女性で30.0%、男性で39.4%となっており、男性被害者が相談しにくい現状があります。（→P.20 参照）
- 市民調査では、DV被害を「相談できなかつた（できない）」、「相談しようと思わなかつた（思わない）」理由として、「相談しても無駄だと思うから」が38.4%で最も高く、「相談するほどのことではないと思うから」が28.6%で4番目に高くなっています。また、「恥ずかしくて誰にも言えないから」が31.0%で2番目に高く、「誰（どこ）に相談してよいかわからないから」が26.1%で5番目に高くなっています。相談しやすい環境づくりと相談窓口の周知が必要です。
- DV被害者が被害にあった背景や、被害者自身の身体や精神の状態、家族との関係等は様々であるため、それぞれの実情にあった支援が重要です。
- 再犯防止の観点から、加害者支援の必要性も高まっています。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	DV被害者相談体制の充実	相談窓口の周知に努めるとともに、専門スタッフによる対応により社会的資源へとつなげます。	家庭支援課
2	DV被害者の自立支援	DV被害者が安全に自立した生活を送ることができるように個々に応じたプランを作成し、支援を行います。	
3	DV被害者の安全確保	関係機関と連携し、母子生活支援施設 ²⁸ やシェルター ²⁹ においてDV被害者の安全を確保します。	

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
DV被害を受けた場合に相談した (相談するつもりである)人の割合※	市民 : 56.2% 大学生 : 73.0%	2016	市民 : 70.0% 大学生 : 90.0%
DV相談従事者の研修・セミナー受講率	42.9%	2016	100.0%

※意識調査結果

²⁸ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設

²⁹ シェルター

配偶者や交際相手などから暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設

基本目標6 安心で快適な環境整備

基本施策（1）子育て・介護がしやすい環境の整備

◇◆現状・課題◆◇

- 職業を持つ女性が増え、共働きの家庭が増加しています。このような背景により、保育サービスや介護サービスの需要が高まっています。
- 本市では「北名古屋市子ども・子育て支援事業計画³⁰」、「北名古屋市介護保険事業計画・高齢者福祉計画³¹」に基づき、保育サービスや高齢者福祉・介護サービスの充実に努め、特に保育環境の確保には力を入れています。
- 市民調査において、今後、市が男女共同参画のまちづくりのために重点的に取り組むべきこととして、「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援する環境（保育・介護サービスなど）を整備すること」が38.5%と最も高くなっています。
- 大学生調査において、少子化の原因について「保育園など子育てを支援する環境が不十分」と回答する割合が50.0%であり、子育て環境の需要が高くなっています。
- 事業所調査において、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進するために、市に期待することとして、「保育施設や保育サービスを充実させる」が54.5%と最も高く、次いで「高齢者や病人のための施設や介護サービスを充実させる」が42.2%となっています。
- 団体ヒアリングでは「母親の子育てへの負担やストレスによるネグレクト³²、心理的虐待³³」などを危惧する声がありました。母親のみの孤立した育児が社会問題となっており、相談や交流の場を提供する必要があります。

³⁰ 北名古屋市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て関連3法に基づき、北名古屋市の実情に応じて策定した子ども・子育て支援の計画

³¹ 北名古屋市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

介護保険法及び老人福祉法に基づき策定した、介護保険事業及び高齢者の保健福祉に関する計画

³² ネグレクト

子どもの健康や安全に配慮しない、子どもからの情緒的欲求に応えない、食事、衣服、住居などが極端に不適切など、保護者としての監護を著しく怠る児童虐待

³³ 心理的虐待

ことばによる脅かし、無視や拒否的な態度など、子どもに対する著しい暴言や拒絶的な対応で心理的外傷を与える児童虐待

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	多様な市民ニーズを反映させた保育サービスの充実	通常保育に加え、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育等の市民の多様なニーズを踏まえ、保育サービスの充実を図ります。	児童課
2	子育て支援事業の充実	子育てをしている市民を支援するために、児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター ³⁴ 、児童クラブを充実させます。	
3	子育てに関する相談の充実	子育てに関する様々な不安を解消できるよう専門スタッフが相談に応じます。	
4	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭でも安心して子育てができるよう、相談窓口の開設や自立に向けた各種支援事業や給付金制度の周知を行います。	家庭支援課
5	介護サービスの充実	利用可能なサービスを充実させ、利用者に合わせた介護を提案します。また、介護負担を軽減するため、家族介護者の支援にも努めます。	高齢福祉課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
保育園における待機児童数 (毎年4月1日時点)	0人	2017	0人
ファミリー・サポート・センター援助会員数	177人	2017	200人
家族介護者支援事業の参加者数	72人	2016	100人

³⁴ ファミリー・サポート・センター

子育て支援を目的として、子育ての援助を行いたい方(援助会員)と子育ての援助を受けたい方(依頼会員)がお互いに助けあう会員組織

基本施策（2）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

◇◆現状・課題◆◇

- 東日本大震災などの過去の災害では、避難所において授乳や着替えをする場所が確保されていないなど、災害対策における女性の視点の欠如が明らかになりました。また、「女性だから」という理由で食事準備や清掃等の固定的な役割を割り振られるという事例がありました。
- 2013年5月に、内閣府男女共同参画局から、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」が打ち出されました。防災対策などの計画段階から女性の意見を取り入れ、発災後から復旧段階に至るまで女性への配慮を行うことが必要とされています。
- 団体ヒアリングによると、「防災・災害時において、女性の立場で対策を考えることは非常に重要であり、対策を講じることが必要である」という声がありました。非常時だからこそ平時では気付かない配慮が必要になるため、様々な視点からの災害対策を進めていくことが重要です。
- 市民調査では、防災活動において必要な取り組みとして「避難所の設備（男女別トイレ、更衣室、防犯対策等）」が81.3%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が74.5%となっています。また、「避難所の運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に男女双方の視点が入ること」が52.6%と約半数がその必要性を認めています。災害時のハード面の整備はもちろん、ソフト面でも女性の視点を取り入れる必要があります。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	男女の視点を取り入れた防災計画の推進	防災会議において女性委員を登用することで、女性の意見を市の防災・災害対策に反映させます。	防災交通課
2	男女の視点を取り入れた避難所運営・環境の整備	避難所での生活に関し、男女双方の人権を尊重しつつ、安心と安全を確保するための運営が行われるよう対策を講じます。	
3	男女が共に参画する地域防災活動の促進	町内会や自主防災会等の地域防災組織において、積極的に女性の参画を促進します。	

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
防災会議に占める女性委員の割合	11.1%	2017	35.0%
女性消防団員の加入者数	11人	2017	20人



基本施策（3）こころとからだの健康づくり支援

◇◆現状・課題◆◇

- こころもからだもいきいきと健康な生活を送るために、各種検診や健診、相談体制を充実させるとともに、市民と協働しながら健康増進活動を行う必要があります。
- 女性は、妊娠や出産などライフステージにおける大きな心身の変化に直面することがあります。男女それぞれに特有の健康上の課題や、病気などもあることから、男女がお互いの身体の違いを十分に理解し、相手に対して思いやりをもつことが重要です。
- 市民調査において、今後、市が男女共同参画のまちづくりのために重点的に取り組むべきこととして、「心と体の健康管理など生涯を通じた心身の健康づくりを支援する」が 16.1%となっています。性別や年代ごとのニーズの違いを汲み取った支援が必要です。
- 健康を保つことの重要性について、大学生調査では 93.0%、中学生調査では 86.0%が大切であると答えています。若い世代から健康に対する意識が高く、健康に関する情報の提供などが求められています。



◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	各種検診・健診の実施	生活習慣病及び男性、女性特有の疾病の予防と早期発見のため、各種検診や健診を実施します。	健康課
2	こころとからだに関する相談の充実	健康問題で不安がある市民が気軽に相談できるよう、成人健康相談、こころの健康相談の充実を図ります。	
3	ライフステージに応じた支援	妊娠、出産、子育てのライフステージに合わせた支援事業、思春期教室、パパママ教室、赤ちゃん訪問、育児相談等を推進します。	
4	健康に関する正しい知識の広報・啓発	市民のニーズを踏まえ、健康に関する様々なテーマで健康教室を開催し、正しい知識の提供を行います。	
5	市民の主体的な健康増進活動の支援	20歳以上の市民の中から健康づくり推進員 ³⁵ を募集し、地域における健康増進活動を推進します。	

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値	年度	数値目標 (2027年度)
特定健康診査の受診率	34.7%	2016	50.0%
乳がん検診の受診率	21.4%	2016	50.0%
子宮がん検診の受診率	22.0%	2016	50.0%
赤ちゃん訪問事業 ³⁶ の訪問率	95.6%	2016	100.0%

³⁵ 北名古屋市健康づくり推進員

健康で明るく文化的な生活を保持増進するため、健康づくりに関する正しい知識の普及や市の保健事業に協力する健康づくりの実践活動者

³⁶ 赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に、赤ちゃん訪問員や保健師、助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供や子育ての悩みや健康面の不安などの相談に応じる事業

